

訪問看護ステーションえいこう 料金表

(1)介護保険の場合 ※介護保険の割合負担額に応じた金額をお支払いいただきます。

〔訪問看護〕

■基本利用料

訪問時間	20分未満	30分未満	60分未満	90分未満
料金	314単位	471単位	823単位	1,128単位

〔介護予防訪問看護〕

訪問時間	20分未満	30分未満	60分未満	90分未満
料金	303単位	451単位	794単位	1,090単位

■その他の加算料金

特別管理加算	(Ⅰ)	500単位/月
	(Ⅱ)	250単位/月
長時間訪問看護加算		300単位/回
複数名訪問加算(Ⅰ)	30分未満	254単位/回
	30分以上	402単位/回
ターミナルケア加算		2,500単位/死亡月
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)		600単位/月
夜間加算(18:00~22:00)		25%を加算/回
早朝加算(6:00~8:00)		25%を加算/回
深夜加算(22:00~6:00)		50%を加算/回
退院時共同指導加算		600単位/回
初回加算	(Ⅰ)退院日に訪問した場合	350単位/月
	(Ⅱ)退院日の翌日以降に訪問した場合	300単位/月

〔訪問看護リハビリテーション〕

■基本利用料

(※ 訪問看護 I -5 20分 × 2単位)

訪問時間	40分
料金	588単位/回

〔介護予防訪問看護リハビリテーション〕

(※ 予防訪問看護 I -5 20分 × 2単位)

訪問時間	40分
料金(開始から1年以内)	568単位/回
料金(開始から1年以上)	553単位/回

(2) 健康保険の場合 ※健康保険の割合負担額・公費の利用に応じてお支払いいただきます。

[訪問看護]

■基本利用料

訪問看護基本療養費(Ⅰ)	看護師による訪問	週 3 日目まで	5,550 円/日
		週 4 日目を以降	6,550 円/日
	理学療法士、作業療法士による訪問		5,550 円/日
訪問看護管理療養費		月の初日	7,670 円/日
		月の 2 日目を以降	3,000 円/日

■その他の加算料金

24 時間対応体制加算		6800 円/月
特別管理加算	重症度の高いもの	5,000 円/月
	上記以外	2,500 円/月
特別管理指導加算		2,000 円/回
訪問看護ターミナルケア療養費		25,000 円/死亡月
緊急訪問看護加算		2,650 円/日
夜間・早朝訪問看護加算(18:00~22:00)・(6:00~8:00)		2,100 円/回
深夜訪問看護加算(22:00~6:00)		4,200 円/回
退院時共同指導加算		8,000 円/回
退院支援指導加算		6,000 円/日
	厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者	8,400 円/日
複数名訪問看護加算	看護師等	4,500 円/週
	看護補助者	3,000 円/回
難病等複数回訪問加算	1 日 2 回訪問した場合	4,500 円/日
	1 日 3 回以上訪問した場合	8,000 円/日
訪問看護医療 DX 情報活用加算		50 円/月
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)		1,830 円/月
訪問看護医療情報連携加算		1,000 円/月
訪問看護物価対応料Ⅰ	月の初日 60 円	月の 2 日目を以降 20 円

〔精神科訪問看護〕

■基本利用料

精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ)	週 3 日目まで	30 分未満	4,250 円/日
		30 分以上	5,550 円/日
	作業療法士の訪問	30 分以上	5,550 円/日
	週 4 日目以降	30 分未満	5,100 円/日
		30 分以上	6,550 円/日
精神科訪問看護基本療養費(Ⅳ) (外泊中の精神科訪問看護)			8,500 円/日
訪問看護管理療養費	月の初日		7,670 円/日
	月の 2 日目以降		3,000 円/日

■その他の加算料金

24 時間対応体制加算		6,520 円/月
精神科緊急訪問看護加算		2,650 円/日
長時間精神科訪問看護加算(90 分を超えた場合)		5,200 円/回
夜間・早朝訪問看護加算		2,100 円/回
深夜訪問看護加算		4,200 円/回
複数名訪問看護加算		4,500 円/週
訪問看護物価対応料Ⅰ	月の初日	60 円
	月の 2 日目以降	20 円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)		1,830 円/月
訪問看護医療情報連携加算		1,000 円/月

<その他の利用料金(自己負担)>(消費税込)

- ・在宅にて死後の処置を行った場合 20,000 円
- ・訪問看護に必要な材料費(保険適応外の衛生材料) 実費
- ・キャンセル料 2,000 円/回

利用予定日当日にキャンセルをした場合は、キャンセル料をいただきます。ただし、利用者の容態の急変や急な入院等、緊急やむを得ない事情がある場合は請求いたしません。